

神奈川県「東京五輪音頭-2020-」CD貸出要領

(趣旨)

第1条 オリンピック・パラリンピック課が保有する「東京五輪音頭-2020-」CDの貸し出し等の手続きを円滑に行うため、神奈川県「東京五輪音頭-2020-」CD貸出要領を定める。

(貸し出しの基準)

第2条 次の各号のいずれかに該当する場合に貸し出し等を認めるものとする。

- (1) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の気運醸成に寄与すると認められる場合
- (2) その他オリンピック・パラリンピック課長が特に認めた場合

2 使用目的が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸し出し等は認めないものとする。

- (1) 法令等に違反するおそれのある場合
- (2) 公序良俗に反する恐れのある場合
- (3) 政治目的、又は宗教目的で使用する場合
- (4) 営利目的で使用する場合
- (5) 肖像権または著作権を侵害するおそれのある場合
- (6) その他、県が貸し出すことを不適切と認めた場合

(貸し出し物品)

第3条 貸し出しする物品は次の各号に定めるものとする。

- (1) 東京五輪音頭-2020-CD 1枚(歌詞カード付)
- (2) 振り付けシート 1枚

(貸し出し方法)

第4条 貸し出し等を受けようとするものは、第1号様式に定める「神奈川県「東京五輪音頭-2020-」CD貸出申請書」に必要事項を明記し、オリンピック・パラリンピック課広報グループへ提出するものとする。

2 申請書の提出にあたっては、第2号様式に定める「誓約書」を添付するものとする。

(貸し出し期間)

第5条 貸し出し、返却期間は県庁開庁日とし、原則として3ヶ月間を限度とする。

2 貸し出し期間終了後は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への報告のため、第3号様式に定める「東京五輪音頭-2020-使用実績報告書」を提出すること。

(取消し)

第6条 オリンピック・パラリンピック課長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この要領に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用許可の条件又は職員の指示に従わないとき。
- (4) その他管理上特に必要があるとき。

(留意事項)

第7条 利用者は次の各号に定める留意事項を順守の上、使用するものとする。

- (1) 使用目的以外の目的で使用しないこと。また、転貸しないこと。
- (2) 当該CDに収録された音声データをイベント等で使用する場合、別途、JASRAC への著作権使用手続きが必要となり、著作権使用料が発生する可能性がある。著作権使用手続きについては利用者側で確認し、適切に行うこと。
なお、JASRAC との手続きについて、県は一切関与しない。
- (3) 貸し出し物品を汚損、損傷又は滅失したときは、速やかにオリンピック・パラリンピック課広報グループに報告すること。

(施行期日)

この要領は、平成30年1月23日から施行する。